

焼津市移住・就業支援金

東京圏から焼津市に移住された方を対象に

世帯**100万円**（単身の場合は**60万円**）を交付します！

※18歳未満の子がいる場合は一人につき、100万円（上限200万円）が加算されます。

申請〆切：令和8年1月30日(金)

申請期間：移住後1年以内

※移住した時期により申請開始日が変わります。詳細は焼津市HPをご覧ください。

支給要件の概要

- 東京23区の在住者又は
東京圏に在住し、東京23区へ通勤していた方で焼津市へ移住した方
- 次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①就職
 - ・マッチングサイト（しずおか就職net）のうち、
移住・就業支援金の対象企業に就職した方
 - ②起業
 - ・起業支援金の交付決定を受けた方
 - ③専門人材
 - ・プロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング
事業を利用して就業した方
 - ④テレワーク
 - ・移住元での業務を引き続き、テレワークで継続する方
 - ⑤関係人口
 - ・転入時に40歳未満の方または中学生以下の子がいる方で、過去に通算5年以上焼
津市に住民票があったもしくは移住前の5年間で焼津市へ3回以上ふるさと納税をした
方のうち、静岡県中部5市2町で就業または起業（農林水産業を含む）した方
※同一年度に複数回寄附をされた場合は1回とみなします。
- その他
 - ・詳細は裏面と焼津市HPをご確認ください。
 - ・予算に達した時点で受付を終了いたします。



焼津市HP



問い合わせ先

焼津市 経済部 誘致戦略課 〒425-8502焼津市本町2丁目16番32号
電話 054-626-9411 FAX 054-626-2194 メール yuchi@city.yaizu.lg.jp

○主な支給要件（移住後1年以内の方が申請対象です。）

・次の1、2の要件を全て満たし、3のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

1 移住元の要件

次のいずれかに該当する方

- ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ、住民票を移す直前に、継続して1年以上、東京特別区内に在住していた方
- ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、かつ、住民票を移す直前に継続して1年以上、東京圏※1（条件不利地域※2を除く）に在住し、東京特別区内へ通勤していた方（東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した方は、通学期間（修業年限を上限）も、上記「5年以上」に含めることができる。）

※1東京圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県 ※2条件不利地域・・・焼津市HPをご確認ください。

2 移住先の要件

- ☐ 支援金の申請日から5年以上、焼津市に継続して居住する意思がある方

3 次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

(1) 就業に関する要件（次のア、イのいずれかに該当する方）

ア 専門人材以外の場合

- ☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地に所在すること。
- ☐ 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイト※3に掲載している求人であること。
- ☐ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ☐ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

※3マッチングサイト・・・静岡県が開設しているマッチングサイト「しずおか就職net」

イ 専門人材の場合

- ☐ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

(2) 起業に関する要件

- ☐ 静岡県が実施する地域創生起業支援事業の交付決定を受けており、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(3) テレワークに関する要件

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務（原則、通勤しない）し、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 関係人口に関する要件（関係人口に該当する方のうち、次のア～ウのいずれかに該当する方）

ア 静岡県中部5市2町※4で就業した場合

- ☐ 通学期間を除いた期間で、当該要件を満たすこと。
- ☐ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 静岡県中部5市2町で起業した場合

- ☐ 通学期間を除いた期間で、当該要件を満たすこと。
- ☐ 静岡県が実施する地域創生起業支援事業の交付決定を受けており、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

ウ 静岡県中部5市2町で農林水産業に就業した場合

- ☐ 通学期間を除いた期間で、当該要件を満たすこと。
- ☐ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
- ☐ 自らが個人事業主となる場合、税務署に対し開業届を提出していること。

※4 静岡県中部5市2町・・・焼津市、静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

※上記はすべての要件を記載したものではありません。

詳細については、焼津市HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

焼津市 経済部 誘致戦略課 〒425-8502焼津市本町2丁目16番32号

電話 054-626-9411 FAX 054-626-2194 メール yuchi@city.yaizu.lg.jp